

山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例

(設置)

第一条 県民に魚とのふれあいの場を提供することにより、自然保護に対する理解を深め、併せて内水面漁業の振興に資するため、水族館を設置する。

(名称及び位置)

第二条 水族館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 山梨県立富士湧水の里水族館

位置 南都留郡忍野村

(事業)

第三条 山梨県立富士湧水の里水族館(以下「水族館」という。)は、次に掲げる事業を行う。

- 一 水産動植物を飼養し、栽培し、及び展示すること。
- 二 水産動植物に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- 三 水産動植物に関する講習会及び催しを開催すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、水族館の設置の目的を達成するため必要な事業

(指定管理者による管理)

第四条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、知事が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に水族館の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用の承認に関する業務
- 二 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- 三 第三条第一号、第三号及び第四号に掲げる事業に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

(指定の手続)

第六条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- 一 事業計画の内容が、水族館の効用を発揮することができるものであること。
- 二 事業計画の内容が、水族館の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。
- 三 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

(休館日)

第七条 水族館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、第一号又は第二号に掲げる日が一月二日、同月三日、四月三十日から五月五日までの日又は八月十三日から同月十六日までの日である場合には、休館日としないものとする。

一 火曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(次号において「休日」という。)である場合を除く。)

二 休日の翌日(この日が日曜日又は土曜日である場合を除く。)

三 十二月二十八日から翌年の一月一日までの日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(開館時間)

第八条 水族館の開館時間は、午前九時から午後五時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、開館時間を変更することができる。

(利用の承認等)

第九条 水族館を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。

一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

二 施設又は設備器具若しくは水産動植物を損傷するおそれがあると認められるとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。

3 第一項の承認を受けた者は、第十一条第二項の規定により指定管理者が定める利用料金を納付しなければならない。

(承認の取消し)

第十条 指定管理者は、水族館を利用する者が前条第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第一項の承認を取り消すものとする。

(利用料金)

第十一条 水族館を利用する者が納付する利用料金は、指定管理者の収入とする。

2 前項の利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、知事の承認を受けて指定管理者が定める。

(利用料金の還付)

第十二条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、水族館を利用する者が

その責に帰することのできない理由により利用することができなかつた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の減免)

第十三条 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(事業報告書の作成及び提出)

第十四条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

- 一 第五条各号に掲げる業務の実施の状況
- 二 水族館の管理の業務に係る収支の状況
- 三 利用料金の収入の状況
- 四 前三号に掲げるもののほか、水族館の管理の状況を把握するために知事が必要と認める事項

(委任)

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(指定管理者の指定に関する経過措置)

2 知事は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例第四条及び第六条の規定の例により、山梨県立富士湧水の里水族館の管理に関し、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。この場合において、当該指定の効力は、この条例の施行の日から生ずるものとする。

別表(第十一条関係)

区分 利用料金限度額

区 分	個 人	団 体
一般、大学生及び高校生	一人につき 四〇〇円	一人につき 三二〇円
中学生及び小学生	一人につき 二〇〇円	一人につき 一六〇円

区分 定期利用料金限度額

一般、大学生及び高校生	一人につき	一、二〇〇円
中学生及び小学生	一人につき	六〇〇円

備考

- 一 団体とは、二十人以上をいう。
- 二 定期利用料金は、第九条第一項の承認の日から起算して一年間の利用を単位とする。